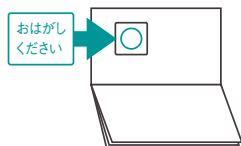


**盗難通帳・偽造印鑑等による
預金の不正な払出しや、
いわゆるヤミ金融業者等による
預金口座への不正な振込請求といった
事件が発生しています。
お客さまにおかれましても、
そうした被害に遭われぬよう、
十分にご注意ください。**

■通帳や印鑑はもちろんのこと、キャッシュカードやご本人であることを示す各種資料（運転免許証・パスポート等）についても、別々にかつ嚴重に保管されるようお願いします。

■万一、通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合には、直ちに最寄りの当行本支店にご連絡願います。たとえば、通帳のみを紛失された場合であっても、印影から印鑑が偽造されるおそれがありますので、ご注意ください。

■当行では、通帳の副印鑑票を不要としておりますので、印鑑の偽造を防止する観点から、副印鑑票がある通帳（ご使用済みのものも含みます）をお持ちのお客さまは、おはがしいただくか、窓口までご持参いただくようお願いします。



■ご不明な点は、最寄りの当行本支店にお問い合わせください。



- **ヤミ金融業者等による法外・強引な返済請求や、身に覚えのない請求**があった場合には、安易に振込等を行わないようご注意ください。
- 不審に思われるような場合には、**最寄りの警察、財務局、都道府県の相談窓口等**にご相談ください。
- 当行では、口座の開設等にあたり、法律の定めに従ったご本人の確認をさせていただいておりますが、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用を防止するため、預金のお支払い時等に改めてご本人の確認をさせていただくことや、口座のご利用目的等をお伺いすることがございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- なお、当行の預金規定では、第三者による口座の利用を禁止させていただいておりますので、口座を売ることや貸すことはできません。預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただく場合もございます。